

令和7年度倉敷市電気自動車等導入促進補助金

(電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、普通充電設備、V2H)

倉敷市では、自動車から排出される大気汚染物質及び二酸化炭素を削減することを目的に、環境にやさしい自動車の普及促進を図るため、市民・事業者が、電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、普通充電設備を導入する際、及び市民が、ビークル・トゥ・ホーム充放電設備（V2H）を導入する際、予算の範囲において補助金を交付します。

受付期間

令和7年4月1日（火）～令和8年3月31日（火）まで 8：30～17：00

※申請期限までに必要書類を揃えて補助金の申請手続きをしてください（必着）

※補助予定件数は **電気自動車：200件**

プラグインハイブリッド自動車：100件

普通充電設備：5件

ビークル・トゥ・ホーム充放電設備（V2H）：30件

※受付期間内であっても、**先着順で予算枠がなくなり次第、受付を終了**します

昨年度からの変更点

- ✓ 提出書類について、「カラー写真（登録車両全体とナンバープレートがわかるもの）」と「申請者本人の運転免許証（両面）の写し（有効期限内のもの）」が追加されました
- ✓ 提出書類が変更になりました（EV-5～8ページをご確認ください）
- ✓ 申請日から1年以上の市内在住要件が無くなりました
- ✓ 電気自動車等の購入について、補助対象者の要件に「運転免許の保有」を追加しました
- ✓ V2Hの設置について、補助対象者の要件から太陽光発電システム及びEV等の所有要件を削除しました

補助対象

- ✓ 電気自動車、プラグインハイブリッド自動車（以下、「電気自動車等」という）
- ✓ 普通充電設備（充電用コンセント、充電用コンセントスタンドを含む）
- ✓ ビークル・トゥ・ホーム充放電設備（以下、「V2H」という）

※電気自動車等の場合は、新規登録・新規検査のみ対象、普通充電設備及びV2Hの場合は、未使用品のみ対象

※一般社団法人次世代自動車振興センターが実施する補助金交付事業の対象としての承認を受けた車両（ただし、超小型モビリティ、ミニカーは対象外とする）又は設備であること

補助対象者

（1）電気自動車等の購入

本市内を使用の本拠とする電気自動車等を購入する方で、次のいずれかに該当する方

- ア 申請日の時点で普通自動車運転免許を保有している市内に在住の市民
- イ 市内に事務所または事業所を有する法人
- ウ アまたはイの方を対象に電気自動車等のリースを行う事業者

※市税の滞納がない方が対象

※年度1回限りの申請。ただし、リース業者はリース先毎に年度1回限り

※リースの場合、補助金相当額を月々のリース料金から値下げすることが条件。また、リース期間が車両の法定耐用年数未満である場合は補助対象外

（2）普通充電設備の設置

次のいずれかに該当する未使用の普通充電設備を新たに設置した法人・マンション等の管理組合・

個人。または、これらの方を対象に普通充電設備のリースを行う事業者

- ア 市民等が一般に利用することが可能である駐車場に設置するもの
- イ 共同住宅または長屋の共用部分に設置するもの

※市税の滞納がない方が対象

※アの場合、設置場所である施設等の入口に充電場所を示す案内板を設置することが条件
案内板のサイズは、目安として500mm×500mm以上であること

案内板の一例：https://www.tepco.co.jp/info/c_point-j.html



案内板の一例

※案内板の主要な素材は金属や樹脂など耐久性に優れたものとし、
表示面の耐水性を有したものとすること

※年複数回の申請可。ただし、同じ場所への設置については、1年度に2基まで申請可

※リースの場合、補助金相当額を月々のリース料金から値下げすることが条件

(3) V2Hの設置

次のいずれかに該当する方

ア 自ら居住する本市内の戸建住宅（兼用戸建住宅を含む）に**自己の所有する**V2Hを設置した個人

イ アの方を対象にV2Hのリースを行う事業者

※市税の滞納がない方が対象

※アの場合、1人1基限りの申請

※イの場合、リース先につき1基限り

※リースの場合、補助金相当額を月々のリース料金から値下げすることが条件

補助金の額

	補助対象経費	補助金の額
電気自動車等の購入	本体購入費	電気自動車は1台当たり15万円 プラグインハイブリッド自動車は1台当たり10万円
普通充電設備の設置	本体購入費及び設置工事費の合計額 ※ (市民等が一般に利用することが可能である駐車場に設置した方は、設置工事費に案内板の本体購入費及び設置工事費を含んでよい)	補助対象経費に2分の1を乗じて得た額 (千円未満の端数は切り捨て) 1基あたり上限10万円
V2Hの設置	本体購入費	補助対象経費に2分の1を乗じて得た額 (千円未満の端数は切り捨て) 上限10万円

※ 普通充電設備を2基補助申請し、1基ごとの工事費や案内板設置費が不明な場合には、本体購入費の割合で按分計算してください

手続きの流れ

◆電気自動車等

- ⇒① 車両登録完了
② 車両登録日から90日以内に交付申請

◆普通充電設備・V2H

- ⇒① 設置工事
② 普通充電設備・V2Hの設置（保証書の保証開始日）から90日以内に交付申請

提出書類 ※必ず令和7年度の様式で申請してください

交付申請書・請求書等の様式は、以下のURL・二次元コードからダウンロードできます

<https://www.city.kurashiki.okayama.jp/kurashi/kankyo/1011736/1003554/1015589/1015596.html>



倉敷市 電気自動車等補助

(1) 電気自動車等

◆交付申請（申請期限：車両登録後90日以内）

交付申請書（電気自動車、プラグインハイブリッド自動車）（市の様式）

住民票（**車両登録日以降に取得したもの**、個人に限る）※1

※自動車検査証記録事項に記載されている使用の本拠の位置と市税納税証明書の住所が同じ場合は省略可

法人の登記簿謄本又は現在事項全部証明書（**車両登録日以降に取得したもの**、法人に限る）※1

※1 リースの場合、リース先のもの

市税納税証明書（**車両登録日以降に取得したもの**）※「税証明書交付申請書」（市の様式）を証明書交付窓口に提出して取得したもの（市県民税（所得・課税）証明書とは異なります）

※製本（ホッチキス留め）されて発行された場合、製本されたままの状態で提出してください。

自動車検査証記録事項の写し（発行されない場合は自動車検査証の写し）

カラー写真（登録車両全体とナンバープレートがわかるもの。ナンバープレートが見えにくい場合は、ナンバープレートを拡大した写真も合わせて添付してください。カラー写真のサイズは一般的な写真のサイズ（L版 89×127mm）以上のものであること）

購入に係る費用の内訳が記載された注文書の写し又は契約書の写し（メーカーオプションの金額が記載されたもの）

割賦販売契約書の写し等、契約内容を証する書類の写し（割賦販売契約を行っている場合に限る）

領収書等代金を支払ったことが確認できる書類の写し（注文書又は契約書の写しと金額が一致するもの）

申請者本人の運転免許証（**両面**）の写し（有効期限内のもの）

※法人の場合は省略可

※リース事業者が申請者の場合、使用者の運転免許証の写しが必要です

請求書（市の様式）

◇リースの場合の追加書類

- リース業者の登記簿謄本又は現在事項全部証明書（**車両登録日以降に取得したもの**）
- リース業者の市税納税証明書（**車両登録日以降に取得したもの**）
- リース契約書の写し
- リース料金の算定根拠が明示されている書類（月々のリース料の額が、補助金相当額値下げされていることが確認できるもの）

（2）普通充電設備

◆交付申請（申請期限：保証書の保証開始日から90日以内）

- 交付申請書（普通充電設備用）（市の様式）
- 住民票（**設備の保証開始日以降に取得したもの、個人に限る**）※1
※システムの保証書に記載されている設置場所と市税納税証明書の住所が同じ場合は省略可
- 法人の登記簿謄本又は現在事項全部証明書（**設備の保証開始日以降に取得したもの、法人に限る**）※1

※1 リースの場合、リース先のもの

- 市税納税証明書（**設備の保証開始日以降に取得したもの**）
※「税証明書交付申請書」（市の様式）を証明書交付窓口に提出して取得したもの。（市県民税（所得・課税）証明書とは異なります）
※製本（ホッチキス留め）されて発行された場合、製本されたままの状態で提出してください。
- 設置場所の位置図（住宅地図の写し等）及び敷地内における配置図（住宅地図の写し等に普通充電設備の設置場所を記入したものも可）
※共同住宅又は長屋の共用部分以外に設置した場合は、案内板を設置した位置、向き、設置方法、仕様（大きさ）、充電スペース場所、施設等の入口の場所を記入してください。
- 土地又は建物の所有者の設置承諾書
（申請者又はリースを受ける者以外が所有する駐車場に設置する場合に限る）
- 保証書の写し（発行されない場合は工事施工証明書）
（保証開始日、**購入者の氏名・住所**《リースの場合は**使用者の氏名・住所**》が記載されているもの）
- カラー写真（①～③は必須）
【設置前】
① 設置予定場所がわかる写真
【設置後】
② 本体が確認できる写真

③ 型式及び製造番号又はシリアルナンバーが確認できる銘板部分の写真

【案内板を設置した場合の追加写真】

④ 案内板の設置予定場所が確認できる写真（設置前）

⑤ 案内板の設置完了が確認できる写真（設置後）

- 費用の内訳が記載された注文書の写し又は契約書の写し
- 割賦販売契約書の写し等、契約内容を証する書類の写し（割賦販売契約を行っている場合に限る）
- 領収書等代金を支払ったことが確認できる書類の写し（注文書又は契約書の写しと金額が一致するもの）
- 管理組合の交付申請時現在の管理者が選任されたことを証する書類（管理組合が設置した場合に限る）
- 請求書（市の様式）

◇リースの場合の追加書類

- リース業者の登記簿謄本又は現在事項全部証明書（設備の保証開始日以降に取得したもの）
- リース業者の市税納税証明書（設備の保証開始日以降に取得したもの）
- リース契約書の写し
- リース料金の算定根拠が明示されている書類（月々のリース料の額が、補助金相当額値下げされていることが確認できるもの）

（3）V2H

◆交付申請（申請期限：保証書の保証開始日から90日以内）

- 交付申請書（V2H用）（市の様式）
- 住民票（設備の保証開始日以降に取得したもの、個人に限る）（リースの場合リース先のもの）
※システムの保証書に記載されている設置場所と市税納税証明書の住所が同じ場合は省略可
- 市税納税証明書（設備の保証開始日以降に取得したもの）
※「税証明書交付申請書」（市の様式）を証明書交付窓口に提出して取得したもの。（市県民税（所得・課税）証明書とは異なります）
※製本（ホッチキス留め）されて発行された場合、製本されたままの状態でご提出ください。
- 設置場所の位置図（住宅地図の写し等）
- 土地又は建物の所有者の設置承諾書
（申請者又はリースを受ける者以外が所有する駐車場等に設置する場合に限る）

- 保証書の写し（発行されない場合は工事施工証明書）
（保証開始日、購入者の氏名・住所《リースの場合は使用者の氏名・住所》が記載されているもの）
- カラー写真（①～⑤すべて必要）※カラー写真の例は、EV-1 1～EV-1 3ページを参照

【設置前】

- ① 設置予定場所がわかる写真

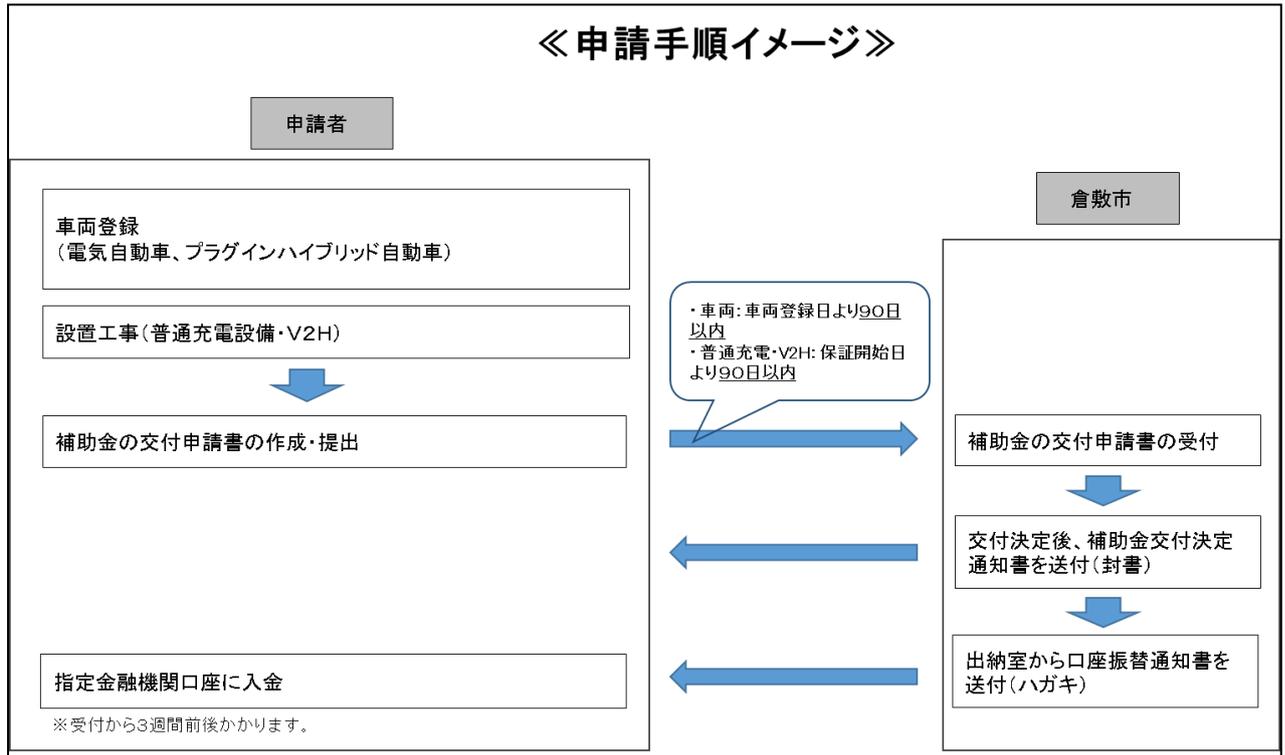
【設置後】

- ② 建物全景写真
- ③ 本体が確認できる写真
- ④ 型式及び製造番号又はシリアルナンバーが確認できる銘板部分の写真
- 設置に係る費用の内訳が記載された注文書の写し又は契約書の写し
- 割賦販売契約書の写し等、契約内容を証する書類の写し（割賦販売契約を行っている場合に限る）
- 領収書等代金を支払ったことが確認できる書類の写し（注文書又は契約書の写しと金額が一致するもの）
- 請求書（市の様式）

◇リースの場合の追加書類

- リース業者の登記簿謄本又は現在事項全部証明書（設備の保証開始日以降に取得したもの）
- リース業者の市税納税証明書（設備の保証開始日以降に取得したもの）
- 契約内容が分かる書類の写し
- リース料金の算定根拠が明示されている書類
（月々のリース料金の額が、補助金相当額値下げされていることが確認できるもの）

手続きの流れ



留意事項

<共通>

- ✓ 書類の不備等があると受理できません。「添付書類等チェックシート」にて、ご確認ください
- ✓ 補助金交付の受付は先着順（郵送より窓口受付分を優先）です。予定件数に達し次第、受付を終了します（受付状況については、地球温暖化対策室のHPで公表します）
- ✓ 補助金の金額は、申請時点の定めに従って決定されます
- ✓ 補助対象者以外が手続きを行う場合は、申請代行者名を記入してください
- ✓ 同時に電気自動車と普通充電設備など、複数申請する場合は、それぞれについて申請書類の提出が必要です。但し、「市税納税証明書」、「住民票」及び「登記簿謄本又は現在事項全部証明書」については、**同日に**申請し、それぞれの要件を満たしている場合に限り、いずれか一つ以外の申請についてはコピーでの提出も可

<電気自動車等>

- ✓ 車両登録日から90日以内に交付申請書を提出してください。車両登録日から90日を過ぎた場合は、補助の対象となりません
- ✓ 新規登録、新規検査の車両のみ対象です
- ✓ 自動車検査証記録事項の燃料の種類が「ガソリン・電気」のものはプラグインハイブリッド自動車です
- ✓ 補助金の交付を受けた車両を法定耐用年数（普通自動車6年、軽自動車4年）期間内に処分する（交通事故による廃車、代替時の下取り含む）等使用をやめる場合は、交付した補助金の一部返還の請求をさせていただきます。処分前に、財産処分等承認申請書を提出し、市長の承認を受ける必要があります

<普通充電設備・V2H>

- ✓ 保証書の保証開始日から90日以内に交付申請書を提出してください
- ✓ 未使用品のみ対象です
- ✓ 補助金の交付を受けた設備を法定耐用年数（6年）期間内に買い替える等使用をやめる場合や場所を移動する場合は、交付した補助金の一部返還の請求をさせていただきます。処分前に、財産処分等承認申請書を提出し、市長の承認を受ける必要があります

◆電気自動車等の写真の作成例

登録車両全体とナンバープレートがわかる写真を添付してください。

※ナンバープレートが見えにくい場合は、ナンバープレートを拡大した写真も合わせて添付してください。



◆V2Hの写真の作成例

図1 設置予定場所が分かる写真（設置前）

V2Hの設置予定場所が確認できる写真を添付してください。

※新築の場合も、更地の写真ではなく、建物が確認できる写真が好ましい。

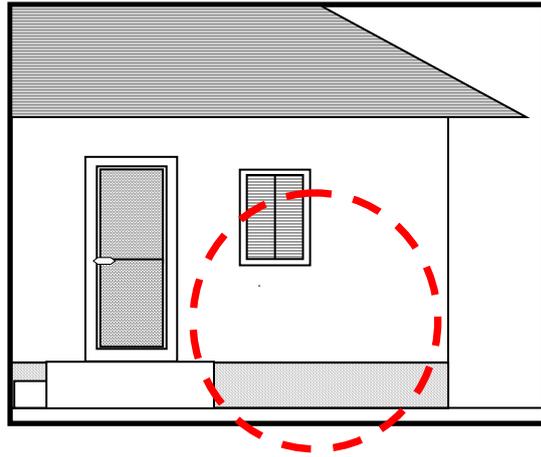


図2 全景写真（設置後）

V2Hを設置する建物の全景写真を撮ってください。

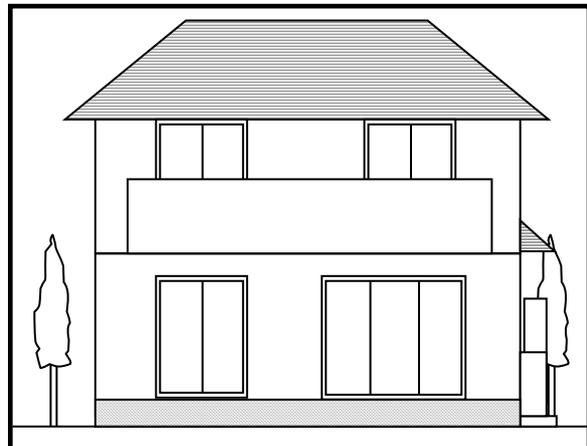


図3 V2H本体が確認できる写真（設置後）

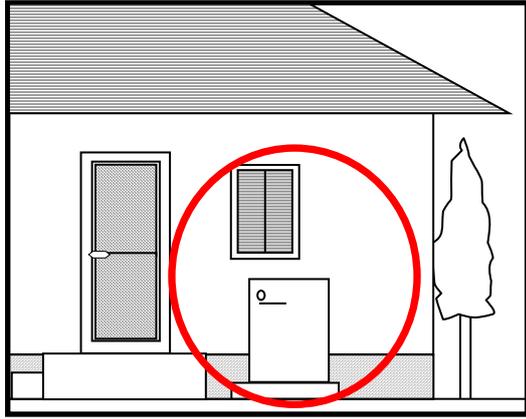


図4 型式及び製造番号又はシリアルナンバーが確認できる写真

型式及び製造番号又はシリアルナンバーの表示が欠けておらず、アルファベットや数字等が明確に読み取れる画質、大きさの写真を添付してください。

Kurashiki-C
EVパワーコンディショナ

型名 EVP-AB1234-CD

EV側電圧範囲	DC150~440V
AC側定格電圧	AC202V
AC側定格周波数	50/60Hz
AC側定格電力	6.0kW
保護等級	IP45
質量	158kg
製造年月	2020年9月

製造番号
1234CD5678

株式会社くらしき

Kurashiki-C
商品名称 EVパワーステーション

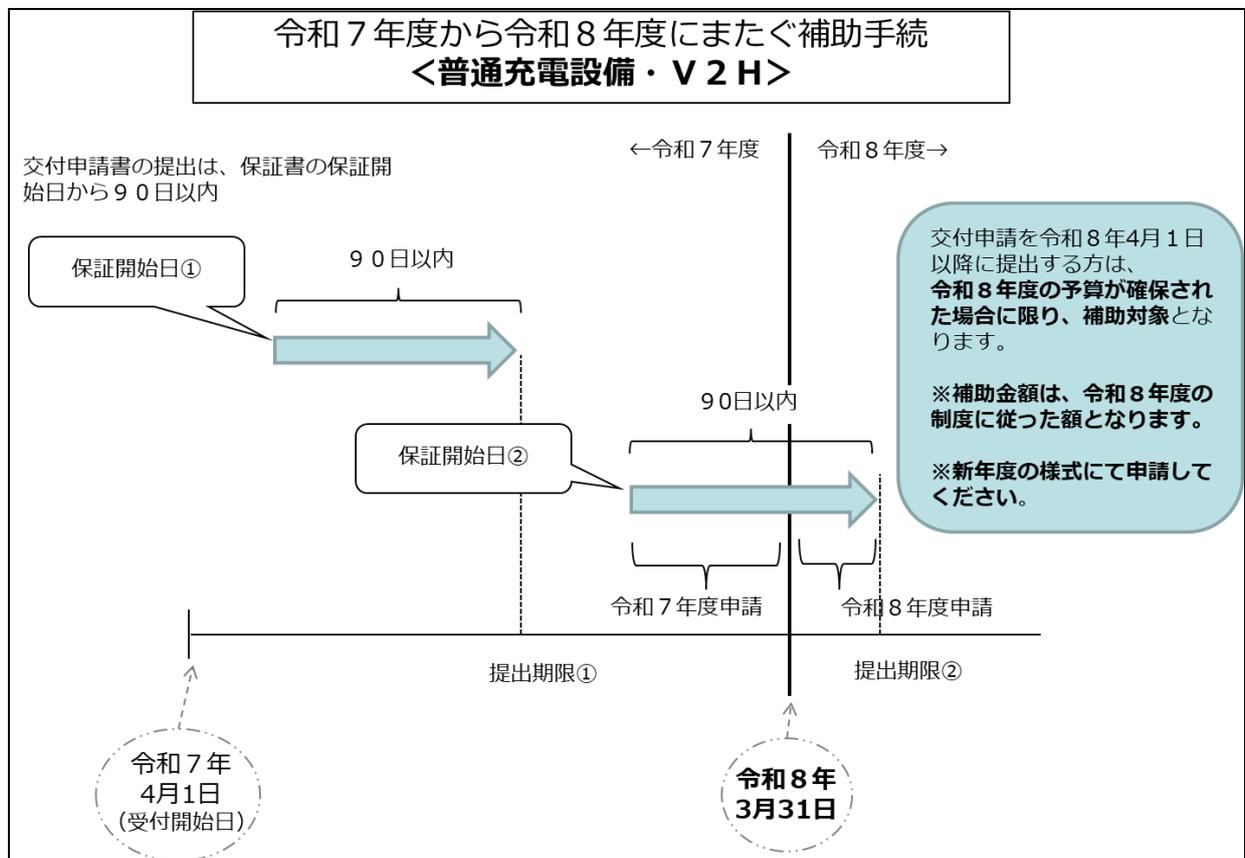
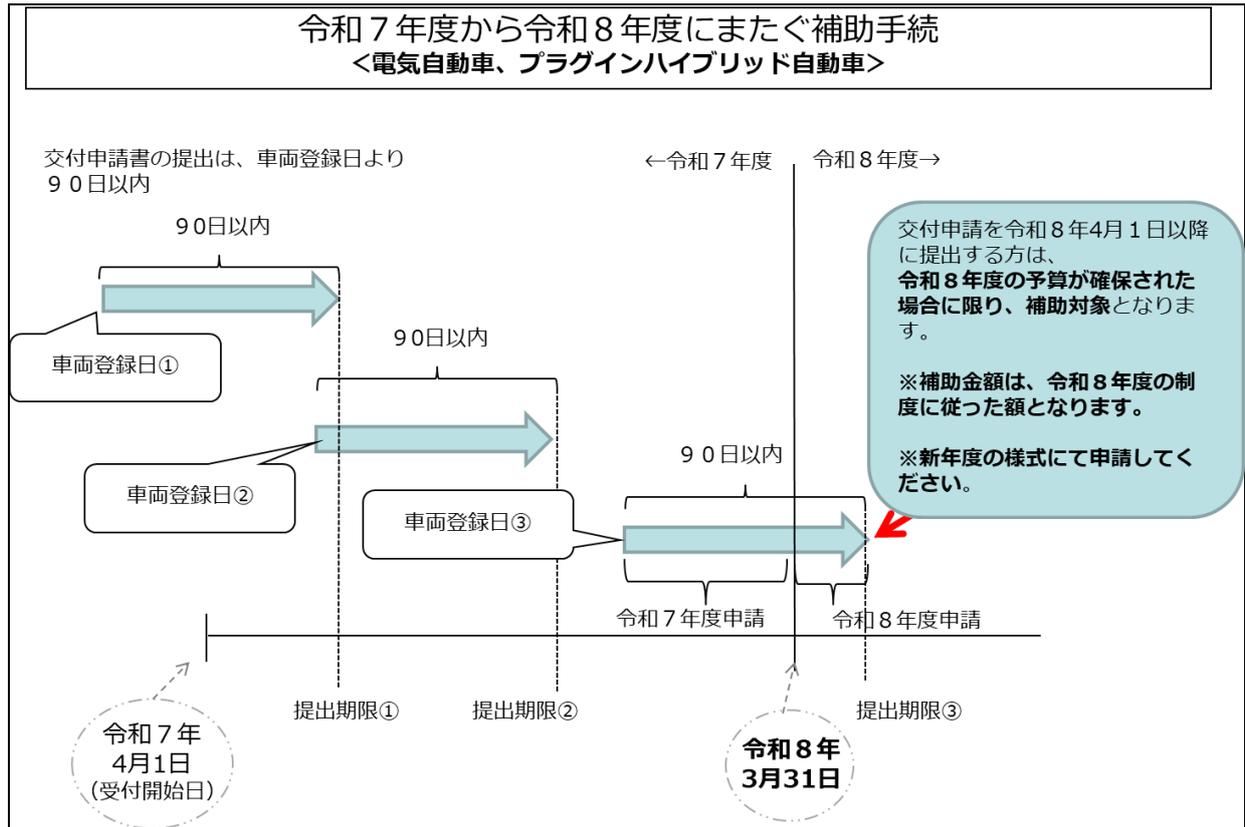
型番	AB-123CDE
シリアルNo.	FG-12345

	入力	充電能力	放電能力
定格電圧	AC202V	DC150-450V	AC101V/AC202V
相数	単相3線		単相3線
定格電流		最大DC23A	
定格電力	6kW未満	6kW未満	5.9kVA
定格周波数	50Hz/60Hz		
使用温度範囲	-20℃~40℃		

株式会社くらしき

※図はあくまで例です。

申請期限



申請書類の提出方法

下記の窓口へ直接持参、郵送または電子申請（HP内にリンクあり）で提出してください。

受付窓口・問合せ先：〒710-8565 倉敷市西中新田640

倉敷市 環境政策課 地球温暖化対策室（市役所2階）

TEL 086-426-3394 Fax 086-426-6050

メール eptc-ontai@city.kurashiki.okayama.jp

H P <https://www.city.kurashiki.okayama.jp/kurashi/kankyo/1011736/1003554/1015589/1015596.html>



倉敷市 電気自動車等補助